

別表第2（第3条、第4条関係）

補助対象区分	補助対象基準	補助対象経費及び補助率	対象期間	個別添付書類
1 家計急変世帯	保護者等が失職、倒産、自然災害等、本人の意思に基づかない事由により家計が急変し、補助対象区分3と同程度に困窮している生徒	就学支援金の対象となる期間又は単位に係る授業料（注1の額を上限とする（学則上規定している経常的な納付金である施設整備費等で県が別途認めたものを含む。））から、支給される就学支援金を差し引いた額とし、学校法人が授業料減免を行った額の10分の10	家計急変が起こった月以降3月まで （注）年度途中で家計急変の要件を満たさなくなった場合は、当該月以降は対象外とする。	別紙3 授業料減免児童生徒状況調書 家計急変を証明する書類 ・給与証明書 ・課税（所得）証明 ・解雇通告書 ・事業廃止届 ・離職票 ・雇用保険受給資格者証等
2 生活保護世帯	保護者等が生活保護（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者である児童生徒		就学支援金が支給されている期間	単位制高等学校については、別紙6（授業料減免額調書）
3 高等学校等就学支援金（再就学支援金を含む。以下この表において「就学支援金」という。）受給世帯のうち、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成22年政令第112号。以下この表において「政令」という。）第4条第2項に規定する加算額（以下この表において「加算額」という。）が支給される世帯（平成26年4月1日以前から引き続き在学するものについては2倍加算世帯及び1.5倍加算世帯）	令和2年4月分から6月分までの授業料減免については、都道府県民税所得割の額と市町村民税所得割の額とを合算した額（以下この表において「所得割合算額」という。）が85,500円未満の者 令和2年7月分以降の授業料減免については、政令第1条第2項に定める保護者等の算定基準額（以下この表において「算定基準額」という。）が51,300円未満の者 （平成26年4月1日以前から引き続き在学するものについては、公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成26年度政令第124号）による改正前の公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成22年政令第112号。以下この表において「改正前の政令」という。）第4条第3項第1号及び第2号に規定する受給権者）			令和2年4月分から6月分までの授業料減免については、令和元年度（平成30年分）の市町村民税の額を確認することができる書類 ・道府県民税・市町村民税課税証明書 ・道府県民税・市町村民税非課税証明書 等 単位制高等学校については、別紙6（授業料減免額調書）
4 就学支援金受給世帯のうち、加算額が支給されない世帯	令和2年4月分から6月分までの授業料減免については、所得割合算額が338,500円未満の者 令和2年7月分以降の授業料減免については、算定基準額が203,100円未満の者		就学支援金の対象となる期間又は単位に係る授業料（注2の額を上限とする（学則上規定している経常的な納付金である施設整備費等で県が別途認めたものを含む。））から、支給される就学支援金を差し引いた額とし、学校法人が授業料減免を行った額の10分の10	
【共通添付書類】 ・授業料減免規程 ・授業料減免決定通知書の写し 【注意事項】 ・生活保護の被保護者は、補助対象区分2で申請すること。 ・課税（所得）証明書は、道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額、扶養者の人数が記載されているものに限る。 ・令和元年度に授業料減免を受けた生徒（令和元年度7月分～翌年3月分を受給していない生徒は除く。）で、令和2年度も引き続き授業料減免を受ける生徒については、令和2年4月分から6月分までの授業料減免に係る所得割合算額の確認を省略することができる。				
（注1）・全日制課程及び専修学校高等課程 月額36,000円（年間432,000円） ・定時制課程 1単位当たり17,498円（年間30単位まで） ・通信制課程 1単位当たり13,123円（年間30単位まで） （注2）・全日制課程及び専修学校高等課程 月額18,000円（年間216,000円） ・定時制課程 1単位当たり8,749円（年間30単位まで） ・通信制課程 1単位当たり6,561円（年間30単位まで）				